

紹介手数料・返戻金について

紹介手数料

応募者が入社(就労開始)に至った場合、紹介手数料として下記金額をお支払いいただきます。

紹介手数料	求職者の就職後1年間に支払われる賃金の30%
-------	------------------------

※求人者との合意により、変更する場合があります。

返戻金

明らかに応募者の責による解雇または自己都合により退職した場合、
受領した紹介手数料の一部を下記要領で返金いたします。

入社日からの期間	1ヵ月以内	3ヵ月以内
返金率	全額返金	50%返金

※入社日については、試用期間の有無を問わず雇用関係の発生した日を入社日と致します。